

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第 19 条により、生徒が感染症にかかった場合、かかっているおそれがある場合、本人の休養と感染症の流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

万一、お子さまが下記のような感染症（学校感染症）と医師より診断された場合は、下記の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養させてください。また、担当医師に「登校に関する意見書」を記入してもらい、お子さまが登校されました時に、クラス担任へご提出下さい。

記**1. 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）**

| | |
|------------|---|
| 第一種 感染症 | エボラ出血熱、クミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る） * 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |
| 第二種 感染症 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 * 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ など |

2. 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）**【第一種の感染症】**

完全に治癒するまで

【第二種の感染症】

病状によりより学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません

| 病 名 | 出 席 停 止 期 間 |
|--|---|
| インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び 新型インフルエンザ等感染症を除く | 発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで |
| 百 日 咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻 し ん | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風 し ん | 発疹が消失するまで |
| 水 痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| 結 核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

【第三種の感染症】

学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

● 「登校に関する意見書」について

- (1) 学校感染症は法律で規定されているので、出席停止の処置がとられた場合は個人の判断で学校に出てくるのではなく、医師の許可を得て学校へ登校すべきであり「登校に関する意見書」はそのためのものです。
学校感染症と医師より診断された場合は、担当医師に「登校に関する意見書」を記入してもらい、登校の際にクラス担任へ提出してください。
- (2) 「登校に関する意見書」は、本校のホームページ(<http://www.ikedah.oku.ed.jp/>)からダウンロードできます。また、学校でも配付しています。必要の際は、クラス担任に申し出るか保健室で受け取ってください。
- (3) 医療機関によっては「登校に関する意見書」の記入に文書料が発生します。この場合は保護者負担となります。ご了承ください。

担当医様

大阪教育大学附属高等学校池田校舎
校舎主任 野浪 正 隆

お忙しい中、お手数をおかけ致しまして誠に申し訳ございませんが、本校生徒の登校につきまして、「登校に関する意見書」にご記入をお願い申し上げます。

登校に関する意見書

年 組 番 氏名 _____

- 下記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、もはや感染の恐れがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

【 病 名 】 _____

【 出席停止期間 】

自：平成 年 月 日 () から

至：平成 年 月 日 () まで

- 病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この 24 時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
がんこな咳嗽 唾液腺の種大 その他 ()

【 出席停止期間 】

自：平成 年 月 日 () から

至：平成 年 月 日 () まで

- その他の意見

平成 年 月 日

医療機関名 :

医師氏名 :

印